五　分割法人等の基準連結事業年度等（施行令第三十九条の三十九第十三項に規定する基準連結事業年度等（連結法人に該当しない法人にあつては、法第四十二条の四第八項第六号の二に規定する基準事業年度）をいう。以下この号において同じ。）の開始の日又は分割承継法人等の基準連結事業年度等の開始の日のうちいずれか早い日からこれらの基準連結事業年度等の終了の日のうちいずれか遅い日までの期間内の日を含む当該分割法人等の各連結事業年度（当該分割法人等の事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度）の売上金額（施行令第三十九条の三十九第十三項に規定する売上金額をいう。以下この号及び第四十五項第五号において同じ。）及び移転売上金額並びに同条第七項に規定する試験研究費の額及び移転試験研究費の額（分割等の日を含む連結事業年度（当該分割等の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度）にあつては、当該分割等の日の前日以前の期間の売上金額及び移転売上金額並びに同項に規定する試験研究費の額及び移転試験研究費の額に限る。）

六　その他参考となるべき事項

16　施行令第三十九条の三十九第十八項の届出は、同項の現物分配（以下この項において「現物分配」という。）の日（当該現物分配が残余財産の全部の分配である場合には、その残余財産の確定の日の翌日）以後二月以内に、当該現物分配により試験研究用資産の移転を受けていない旨及び次に掲げる事項を記載した届出書により行わなければならない。

一　届出をする連結親法人の名称、納税地及び法人番号並びに代表者の氏名

二　届出に係る被現物分配法人の名称及び納税地（当該被現物分配法人が連結子法人である場合には、当該被現物分配法人の本店又は主たる事務所の所在地）並びに代表者の氏名

三　当該現物分配に係る現物分配法人の名称及び納税地（当該現物分配法人が連結子法人である場合には、当該現物分配法人の本店又は主たる事務所の所在地）並びに代表者の氏名

四　当該現物分配の年月日（当該現物分配が残余財産の全部の分配である場合には、その残余財産の確定の年月日）

五　その他参考となるべき事項

第二十二条の二十九の二を第二十二条の三十とする。

第二十二条の三十を削り、第二十二条の二十九の二を第二十二条の三十とする。

第二十二条の三十二の見出し中「引上げ及び設備投資を行つた場合等」を「支給額が増加した場合」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　施行令第三十九条の四十六の二第三項に規定する財務省令で定める日は、当該連結親法人又はその連結子法人の国内に所在する事業所につき作成された同項に規定する労働者名簿にその氏名が記載された同項各号列記以外の部分に規定する国内雇用者の労働基準法施行規則第五十三条第一項第四号に掲げる日（当該国内雇用者が当該連結親法人又はその連結子法人の国内に所在する他の事業所から異動した者である場合には、当該連結親法人又はその連結子法人の国内に所在する各事業所における当該国内雇用者の同号に掲げる日のうち最も早い日）とする。

第二十二条の三十二第六項中「第三十九条の四十六の二第十九項」を「第三十九条の四十六の二第十四項」に、「同条第一項第三号」を「同条第一項第二号」に、「同条第三項第十号」を「同条第三項第七号」に改め、「又は同項第十一号に規定する中小連結法人比較教育訓練費の額」を削り、同項第一号中「第三十九条の四十六の二第十八項各号」を「第三十九条の四十六の二第十三項各号」に改め、同項第三号中「第六十八条の十五の六第三項第一号」を「第六十八条の十五の六第三項第八号」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項中「第三十九条の四十六の二第十三項第三号」を「第三十九条の四十六の二第十八項第一号ロ」を「第三十九条の四十六の二第十三項第一号ロ」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項中「第三十九条の四十六の二第十八項第一号ロ」を「第三十九条の四十六の二第十三項第一号ロ」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「第三十九条の四十六の二第十八項第一号イ」を「第三十九条の四十六の二第十三項第一号イ」に、「第六十八条の十五の六第三項第一号」を「第六十八条の十五の六第三項第八号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3　施行令第三十九条の四十六の二第三項第二号に規定する法人の国内に所在する事業所に勤務する雇用者として財務省令で定める者は、同号の連結法人に該当しない法人の国内に所在する事業所に勤務する使用人で当該法人の施行令第二十七条の十二の四の二第三項第一号に規定する国内雇用者に該当する者とする。

4　施行令第三十九条の四十六の二第三項第二号に規定する個人の国内に所在する事業所に勤務する雇用者として財務省令で定める者は、当該連結親法人又はその連結子法人との間に法人税法第二条第十二号の七の五に規定する支配関係がある個人の国内に所在する事業所に勤務する使用人で当該個人の施行令第五条の六の三の二第五項第一号に規定する国内雇用者に該当する者とする。

第二十二条の三十四を次のように改める。

（法人税の額から控除される特別控除額の特例）

第二十二条の三十四　施行令第三十九条の四十八第五項に規定する財務省令で定める者は、同項の連結親法人又はその連結子法人の就業規則において同項に規定する継続雇用制度を導入している旨の記載があり、かつ、第二十条の十の三各号に掲げる書類のいずれかにその者が当該継続雇用制度に基づき雇用されている者である旨の記載がある場合のその者とする。

第二十二条の三十七中「作成し」を「定め、作成し」に改める。

第二十二条の六十三第二号ロ中「応じ」を「応じ」に改め、同条第三号イ中「土地等の譲渡」を「譲渡に係る土地等」に、「の区分に応じ」を「第四号及び第五号を除く。）の区分に応じ」に改め、同号ロ中「応じ」を「応じ」に改め、同条第四号ロ、第五号ロ、第六号ロ及び第七号中「応じ」を「応じ」に改める。

第二十二条の六十五第三項第三号中「前条第三項」を「第二十二条の三第三項第三号」に改める。

第二十二条の六十九第二項第三号中「第三十九条の七第二十二項」を「第三十九条の七第二十項」に、「同条第二十三項」を「同条第二十一項」に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「法第六十八条の七十八第一項若しくは第九項又は第六十八条の七十九第一項、第三項、第八項若しくは第九項の規定の適用を受ける資産が表の第二号、第四号、第五号又は第六号の下欄に掲げる資産（同欄に掲げる資産にあつては、駐車場の用に供される土地（土地の上に存する権利を含む。以下この条において「土地等」という。）で同欄に規定するやむを得ない事情があるものに限る。）に該当する場合における」を削り、「第六十八条の七十八第五項」の下に「（法第六十八条の七十九第十七項において準用する場合を含む。次項において同じ。）」を加え、同項第五号及び第六号を削り、同項第四号中「第四号」を「第三号」に改め、同号を同項第六号とし、同項第三号中「第四号」を「第三号」に改め、同号ロ中「第三十九条の七第五項」を「第三十九条の七第四項」に改め、同号を同項第五号とし、同項第二号を同項第四号とし、同項第一号を同項第三号とし、同号の前に次の二号を加える。

一　法第六十八条の七十八第一項の表（以下この条において「表」という。）の第一号の上欄に掲げる資産（三鷹市、横浜市、川崎市、川口市、京都市、堺市、守口市、東大阪市、神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市若しくは名古屋市の区域（以下この項において「三鷹市等の区域」という。）又は大田区若しくは大阪市の区域内にあるものに限る。）　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める書類

イ　当該譲渡をした資産（以下この条において「譲渡資産」という。）の所在地が三鷹市等の区域内である場合（ロに掲げる場合を除く。）　当該譲渡資産の所在地を管轄する市長の当該譲渡資産の所在地が既成市街地等（表の第一号の上欄に規定する既成市街地等をいう。以下この項において同じ。）内である旨を証する書類

ロ　当該譲渡資産の所在地が横浜市、川崎市、堺市、神戸市、尼崎市又は西宮市の区域内である場合　当該譲渡資産の所在地を管轄する市長の当該譲渡資産の所在地が施行令第三十九条の七第二項に規定する国土交通大臣が指定する区域以外の既成市街地等内である旨を証する書類

ハ　当該譲渡資産の所在地が大田区又は大阪市の区域内である場合　当該譲渡資産の所在地を管轄する特別区の区長又は市長の当該譲渡資産の所在地が施行令第三十九条の七第二項に規定する国土交通大臣が指定する区域以外の地域内である旨を証する書類